

基礎案での記載箇所		章項目	5. 2. 7	ページ	p.40	行	39行目
事業名	周辺景観との調和に関する検討、河川景観の観点から助言		河川名	淀川・琵琶湖			
府 県	大阪府・滋賀県	市町村			地先		

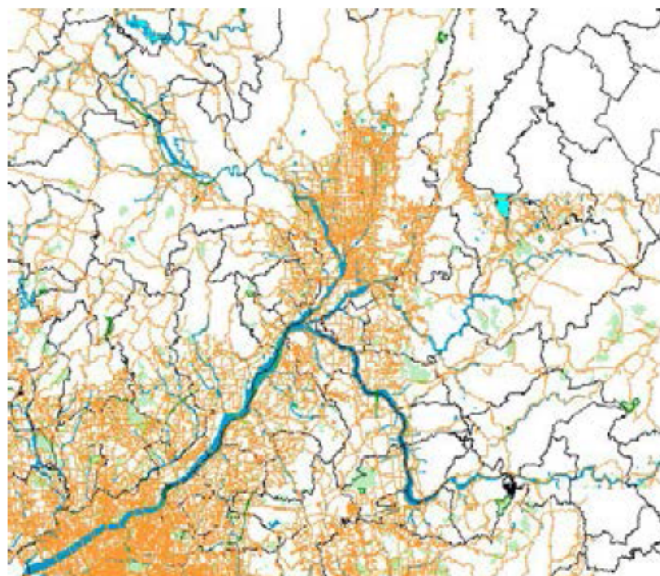
●現状の課題

河川は多様な自然景観を持ち、また都市空間における貴重な親水空間でもあるが、場所によって、コンクリート護岸・橋梁・高水敷利用施設等の人工構造物が、周辺の景観と調和していない。

●河川整備の方針

河川管理施設等の新設及び改築にあたっては、周辺の景観との調和に関して検討する。また、河川管理者以外の者が行う橋梁整備や高水敷利用施設等の許認可に際しては、その事業者に対して、河川景観の観点からの助言を行う。

●位置図



●具体的な整備内容

新設・改築する施設等については、周辺景観との調和に関して検討する。検討にあたっては、自然公園法等の法律や条例に基づき景観保全措置を行っている関係自治体と連携する。なお、河川管理者以外が設置する構造物等の許認可に際しては、関係自治体と連携し、河川景観の観点から指導・助言を行う。

○検討内容

- ・周辺景観との調和のあり方
- ・景観形成の意義に関する普及啓発

○実施内容

- ・検討をふまえた事業等の実施
- ・許認可に際した景観形成の指導・助言

整備効果

淀川は、多様な自然、生物の生息・生育環境としての重要な場所であり、都市空間における貴重な親水空間としての要素も兼ね備えている。

琵琶湖は、多様な自然、生物の生息・生育環境としての重要な場所であり、都市空間における貴重な親水空間としての要素も兼ね備えている。

本景観条例と連携することにより、良好な都市空間の創造が可能となり、河川環境の保全・復元について配慮された河川整備が可能となる。

提案理由(代替案含む)

・関係機関との連携・協力の実施

関係市町の景観計画等において、淀川は重要な景観形成の拠点として位置づけられ「みずの軸」(大阪市)、「河川軸景観」(高槻市)、「淀川河川軸景観」(寝屋川市)、「貴重なみどり景観」(島本町)等としてそれぞれ方向性が定められている。また、親水機能の整備や自然環境の保全・回復についても重要視されている。琵琶湖では「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」や「滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例」などがある。

それらのことから、関係機関との連携・協力を実施していく。

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則

昭和60年1月10日
滋賀県規則第2号

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則をここに公布する。

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(昭和59年滋賀県条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(規則で定める工作物)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 垣(生垣を除く。)、さく、へい、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 煙突またはごみ焼却施設
- (3) アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物(以下「屋外広告物」という。)および第11号に該当するものを除く。)
- (4) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの(屋外広告物に該当するものを除く。)
- (5) 彫像その他これに類するもの(屋外広告物に該当するものを除く。)
- (6) 高架水槽
- (7) 汚水または廃水を処理する施設
- (8) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (9) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (10) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
- (11) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路または空中線系(その支持物を含む。)

2 条例第2条第4号の規則で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前項第2号から第6号までおよび第8号から第10号までに掲げる工作物
- (2) 前項第11号に掲げる工作物のうち送電線鉄塔およびその電線路

・**景観の重要性についての普及啓発の実施**

水面等の低水敷、高水敷、堤防などの河川敷においては、見苦しい景観とならないように、国等、それぞれの管理者が適切に維持管理を行う。また、地域住民や府民と協働して、清掃活動や美化活動などの河川環境の美化運動を推進する。廃棄物等の撤去に努めるとともに、ポイ捨て防止・廃棄物の放置防止など、住民に対する河川美化の啓発に努める。(淀川等景観形成地域検討書から抜粋)

・**効果的な景観形成の指導**

景観指導基準			
(大阪府景観条例第 10 条第 1 項第 3 号に掲げる地域(河川に係るものに限る)に係る景観形成地域に適用)			
1 建築物及びこれに附属するものの基準	(1) 建築物及びこれに附属するものの配置	ア 屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
		イ 外壁に設置するもの	(ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		ウ 屋上に設置するもの	(ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
	(2) 建築物の外観	ア 色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。
	イ 外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮する。	
	ウ 意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。	
	(3) 敷地内の緑化	(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)河川に面する敷地においては、敷際に緑を適切に配置する。 (ウ)河川(堤防)に通じる道路に面する敷地においては、敷際に緑を適切に配置する。 (エ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	
2 工作物の基準	(1) 工作物の外観	ア 色彩	基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。
		イ 壁面	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮する。
		ウ 意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	(2) 敷地内の緑化	(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)河川に面する敷地においては、敷際に緑を適切に配置する。 (ウ)河川(堤防)に通じる道路に面する敷地においては、敷際に緑を適切に配置する。 (エ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	

景観条例

景観形成地域概略図

淀川等景観形成地域の指定について

大阪府建築指導室

■はじめに
大阪府景観条例に基づき、良好な都市景観を創造していくため、主要な道路に沿った地域や山、河川、海など自然を背景とした地域など、大阪の景観づくりの上で重要な地域を、樹木緑地である景観審議会の意見を聴いたうえで「景観形成地域」に指定することとしており、これまでに次の8道路軸を指定しました。

- 平成12年4月指定(第1次)
 - ①大阪中央環状線等 ②国道423号(新幹線並) ③国道309号 ④国道26号(第二京浜国道)
- 平成13年11月指定(第2次)
 - ⑤大阪外環状線(国道179号)
- 平成14年9月指定(第3次)
 - ⑥国道171号

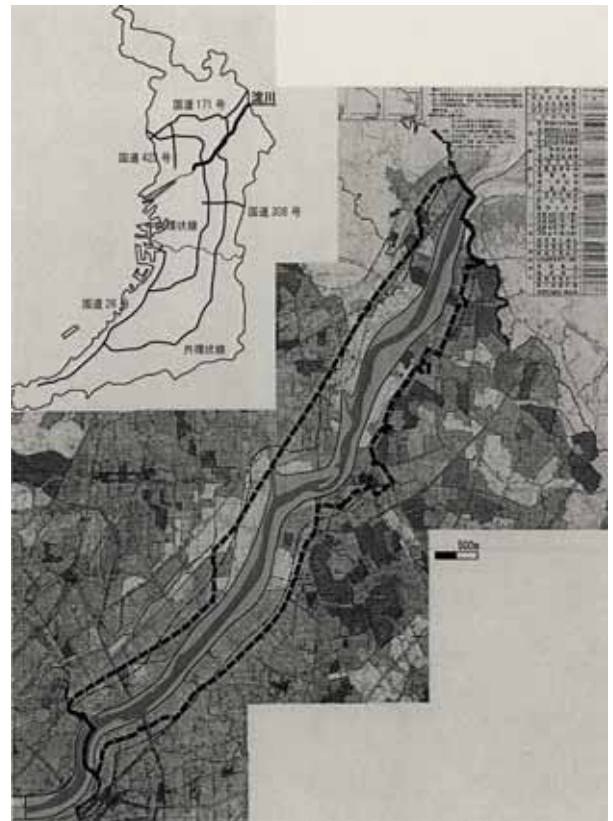
■第4次地域指定について
今回、大阪市大森に自然のうるおいを与え、大阪の広域の景観を形成する重要な要素である淀川について指定を行い、別添のとおり景観形成方針を策定します。

■景観形成地域における景観づくり
○ 景観形成地域の指定に向けた検討範囲
流域方向
 大阪市域を除く淀川及び陸川の両河川区域、及びその区域に沿った地域で、延長約18kmの区間
横断方向
 河川区域の幅から両岸500mの幅を基本とする

○ 景観形成地域指定の効果
景観づくりへの配慮
 景観形成地域において建設行為を行うときは、地域における景観づくりの基本方針である「景観形成方針」及び景観づくりにおいて最低限配慮すべき事項を示す「景観指導基準」に配慮するよう努めていただきます。
届出制度
 一定規模を超える建設行為(建築面積2000㎡又は高さ30mを超えるもの)については、着工の20日前までにその内容を届出いただき、行政が景観指導基準に基づき必要な指導を行います。

■地域指定の経過等

・景観形成地域、景観形成方針の策定	平成16年2月7日～2月21日
・大阪府景観審議会の意見聴取	平成16年3月14日
・大阪府景観審議会からの答申	平成16年3月24日
・景観形成地域の指定	平成16年4月15日(予定)
・届出の開始	平成16年7月1日(予定)



景観形成方針

公共施設等及び公益施設の景観形成方針

- ・ヨシ原やワンドなど、豊かで貴重な自然が残るところについては、その保全に努めるとともに、外来植生等が広がるところについては郷土種等を用いて水辺の自然環境を再生する。
- ・堤防、護岸など、河川敷の骨格を形づくる施設は、河川の自然環境の保全に配慮すると共に、レクリエーション施設や橋梁など河川空間を構成する人工的な施設については、自然景観との調和に配慮する。
- ・国や大阪府、周辺市町ばかりでなく、淀川と関わりの深い地域住民などの協力を得ながら、水面、高水敷や堤防などの公共空間を適切に維持管理し、淀川をきれいに保つ景観づくりを行う。